

オ 他の行政機関等からの交付要求の有無及び優先する交付要求がある場合は、その交付要求に係る国税、地方税等の額。

カ 交付要求の対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに、登記簿等により強制換価手続が開始されている財産の名称、数量、性質及び所在、並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その質権者等の内容、質権者等の住所及び氏名。

(2) 調査方法

ア 相手方が行政機関等である場合

相手方が行政機関等である場合は、相手方行政機関において徴収職員証票を呈示し、滞納処分に関する書類を閲覧する。

イ 相手方が執行官である場合

相手方が執行官である場合は、執行官役場において記録閲覧申請（書）を提出して執行記録を閲覧する（民事執行法 17）。

ウ 相手方が裁判所又は破産管財人である場合

相手方が裁判所又は破産管財人である場合は、裁判所において記録閲覧謄写申請書を提出して訴訟記録等を閲覧する（民事訴訟法 151）。

(3) 調査結果

調査の結果、交付要求の要件に該当する事実のあることが判明したときであっても交付要求の対象となる財産の見積価格と交付要求しようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の交付要求に係る国税・地方税の金額とを検討して交付要求をする実益がないことが明らかなきは、交付要求は行わないものとする。

- (参考)
- 1 謄本下附申請書
 - 2 記録閲覧申請書
 - 3 記録閲覧謄写申請書

勝本 下附 申請

右勝本の下附を申請します。

平成 年 月 日

申請人

事務官

債務者の 氏名	事件の種類	下附を求める 調書等の表示	備 考
------------	-------	------------------	--------

④

記録閲覧申請

右記録の閲覧を申請します。

平成 年 月 日

申請人

事務官

債務者の 氏名	事件の種類	委任の年月日	備 考
------------	-------	--------	--------

④

記録閲覧謄写申請(次回 月 日)

原告(債権者)

被告(債務者)

右当事者間の昭和 年 月 日 第 号

右訴訟事件について記録謄写閲覧いたしたく右申請します。

平成 年 月 日

右住所

申請人

事務官

地方裁判所 民事 部 係

御中

④

5 交付要求の相手

交付要求をする相手方執行機関は、強制換価手続の種類によりそれぞれ次に掲げるものとする。

(1) 国税による滞納処分等であるとき

国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴した担保財産の処分が滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴収職員の所属する税務署長等。

(2) 地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

地方税若しくは公課による滞納処分又は滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った地方団体の長、その他行政機関の長、徴収の囑託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかなきときは、その囑託は引継ぎを受けた行政機関の長。

(3) 民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制執行であるとき

民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則又は航空機強制執行規則によりした強制執行である場合で、①その対象となった財産が動産であるときは、執行をした執行官また不動産等、②債権その他の財産権であるときはその執行をした裁判所、ただし不動産の強制管理があったときは、強制管理人。

(4) 担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき

担保権の実行手続としての競売法、自動車及び建設機械競売規則、航空機競売規則又は農業用動産抵当権実行命令による競売手続である場合で、①その対象となった財産が動産であるときはその執行をした執行官、②不動産等及びその他の財産権であるときは、その執行をした裁判所。

(5) 破産手続であるとき

「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）、「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所、基本通達 47④）。

(6) 企業担保権の実行手続であるとき

企業担保権の実行手続であるときは、その執行をした裁判所。

6 二重差押えがされている場合の相手

滞納者の財産について、滞調法の規定により滞納処分と強制執行とが競合している場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して交付要求（参加差押えの要件を満たしている場合は、参加差押え）をするとともに、強制執行の執行機関に

対しても交付要求をする。

なお、強制執行に先行して滞納処分による差押えをしている場合において、強制執行続行の決定があったときは、差押えに係る保険料等について強制執行の執行機関に対して交付要求する（滞調法 10③、基本通達 82⑩）。

（注） 交付要求に係る強制執行について、その続行決定があった場合は、交付要求をした保険料等を徴収するため、改めて交付要求する必要はない。

7 交付要求の手続

（1）交付要求書の送達

交付要求をするときは交付要求調書及び交付要求書（様式 30 号）を複写により作成し、交付要求書とその基因となった手続の執行機関（行政機関、裁判所、執行官又は破産管財人）に送達することによって行う（国税徴収法 82①、国税徴収法施行令 36①）。

（注） 1 交付要求書は交付要求先の執行機関における差押調書又は事件名の異なるごとに別紙とする。

2 交付要求書は正本及び写しを作成することとし、正本を交付要求先の執行機関へ送付する。

（2）滞納者への通知

交付要求をしたときは、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82②、基本通達 82⑥）。

（3）質権者等への通知

交付要求をしたときは、質権者等のうち徴収職員がその交付要求を行うに際して、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対して、交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82③、国税徴収法施行令 36③）。

（注） 交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、その手続においてこれに参加する債権者の状況を利害関係人に周知させることとなっているので、通知を要しない（企業担保法 16、破産法 230、企業担保権実行手続規則 23、国税徴収法施行令 36④、基本通達 82⑦）。

（4）質権者等の有する債権金額の確認

前記(3)より、質権者等が交付要求の通知を受けた時における質権者等の債権金額の確認は、公売を執行する機関においては行わず、交付要求を行う行政機関等において行うこととされている。

したがって、質権者等に交付要求通知書を送達したときは、質権者等の労働保

険料等に優先する債権の額を調査確認し、交付要求調書に記載しておかなければならない。

(注) 優先限度額の確認は、相手方執行機関に債権現在額申立書を提出するときまでに行うものとして差し支えない。

8 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求

滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法 30）は、破産財団（破産法 34）に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず（破産法 43①）、その破産手続において、①「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）に対し、②「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82①、基本通達 47④）。

なお、破産手続開始後は滞納処分（差押え・参加差押え）を行うことができないため、破産管財人に対して交付要求する（破産法 43①、基本通達 47③）。

(1) 債権の種別

破産財団から弁済を受けることとなる債権は、発生時期・納期限・徴収金の種別により財団債権・優先的破産債権・劣後的破産債権に区分されている（基本通達 47④）。

ア 財団債権

(ア) 破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの及び納期限から1年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより滞納処分をすることができない期間（以下、「包括的禁止命令期間」という。）がある場合は、当該期間を除く。）を経過していない保険料等及び延滞金（破産法 148①三）。

(イ) 破産手続開始後の原因に基づく保険料等であって、破産財団の管理、換価及び配当に関して生ずるもの（破産財団を構成する財産の所有・換価の事実に基づいて課せられ、あるいは当該財産から生じる収益そのものに対して課せられる滞納額等）に係る保険料等（破産法 148①二、昭和 62. 4. 21 最高判参照）。

イ 破産債権

(ア) 優先的破産債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた保険料等債権であって、破産手続開始当時、納期限から1年（包括的禁止命令期間を除く）を経過している保険料等並びに破産手続開始までの延滞金（破産法 98①）。

(イ) 劣後的破産債権

- ① 優先的破産債権とされる保険料等に係る破産手続開始後の延滞金（破産法 99①一、97 三）。
- ② 追徴金（破産法 99①一、97 五）

（2）包括的禁止命令

破産手続開始の申立てがされた場合において、強制執行等の個別的中止命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないと認めるべき特別の事情があるときは、破産裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者に対して、債務者の財産に対する強制執行等及び滞納処分（交付要求を除く）の禁止を命ずることができる（破産法 25①）。

なお、包括的禁止命令により滞納処分をすることができない期間は、上記アの（ア）の期間から除かれる（破産法 148①三）。

（注） 包括的禁止命令の効力は、債務者に対して裁判書が送達された時から生じる（破産法 26②）ため、保険料等債権者が包括的禁止命令が発せられたことを了知することができない間に差押え等の滞納処分を執行する場合が想定され得るところ、当該差押え等は無効な差押えとなるため、差押債権の取立て・充当処理を了している場合は、不当利得返還請求債務を負う場合があることに留意を要する。

（3）財団不足になった場合の財団債権の取扱い

破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合（いわゆる「財団不足」）における財団債権の取扱いは、弁済していない債権額に応じて按分弁済する（破産法 152①）

なお、破産管財人の報酬については、債務者の財産の管理、換価及び配当に関する費用の請求権については他の財団債権に先立って弁済を受ける（破産法 152②）。

（4）破産管財人による任意売却と担保権の消滅

破産手続開始の時に破産財団に属する財産に担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権）が設定されている場合において、その財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意売却し、当該財産上のすべての担保権を消滅させることの許可を申し立てることができる（破産法 186①）。

この申立てが許可された場合、その売却代金は、民法、商法その他の法律の定めるところにより配当される。

なお、滞納者の財産上に保険料等を担保するための抵当権を設定している場合

は、この担保権消滅の許可申立ての対象となり、当該抵当権者として権利保護されるが、抵当権の有無にかかわらず、任意売却であり強制換価手続ではないため、保険料等の優先徴収権（国税徴収法 8）は働かない。

（5）免責手続中の個別執行禁止

破産手続が開始した後に破産者が別途しなければならない免責の申立てについて、個人である債務者は破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをすることができる。この免責許可の申立てをすることができる期間は、「破産手続開始の申立があった日から破産手続開始の決定が確定した日以後 1 月を経過するまでの間」となる（破産法 248①）。

また、個人である債務者から破産手続開始の申立て（自己破産）があったときは、当該申立てと同時に免責許可の申立てがあったものとみなし（破産法 248④）、破産手続廃止の決定（破産法 216）、破産手続廃止の決定の確定（破産法 217）又は破産手続終結の決定（破産法 220）後、免責についての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行等及び滞納処分が禁止される（破産法 249①）。

なお、保険料等債権は免責されない。また、免責についての裁判が確定した日の翌日から 2 ヶ月を経過する日までの間は、保険料等債権の時効は完成しない（破産法 249③）。

破産裁判所が免責許可又は免責不許可の決定をした場合は、破産債権者（労働局長）あてに通知がされないため（破産法 252③④）、適宜の時期に破産裁判所書記官に対し電話等により照会することにより免責申立ての帰趨を確認し、滞納処分が制限される期間の終期を把握する必要がある。

（6）交付要求の手続

破産手続開始の決定がされた場合、財団債権に属する保険料等債権については、破産管財人に対して交付要求を行うことによって破産手続によらずに随時弁済を受ける（国税徴収法 82①、破産法 151）。

一方、破産債権に属する保険料等債権については、交付要求書により破産裁判所に対して債権の届出を行い、破産手続から配当を受ける（徴 82①、破産法 114）。

なお、破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求の終期については、3（9）（P5-4）のとおりであるので、配当等を受領する機会を逸することのないよう遅滞なく交付要求を行う。

（7）交付要求書に記載する事項

破産裁判所に対する交付要求書に記載する事項は、以下に掲げる事項である（破産法 114、破産法規 36）。

- ア 届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- イ 破産手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件に係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示
- ウ 優先的破産債権であるときは、その旨
- エ 劣後的破産債権であるとき又は約定劣後債権であるときは、その旨
- オ 別除権により担保される保険料債権がある場合は、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額
 (注) 破産裁判所に対して送付する交付要求書の作成に当たり、本保険料等が完納となっていないため、延滞金の額が未確定である場合は、延滞金欄等の記載については、次のことに留意する(基本通達 82⑤)。
 - 1 延滞金欄に、「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において本保険料等が完納となったと仮定して計算した延滞金の金額を記載(かっこ書き)する。
 なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞金欄は、1円単位まで記載することに留意する。
 - 2 欄外又は備考欄に、「延滞金欄の「要す」の記載は、労働保険徴収法所定の全延滞金額の交付を求めているものである。また、()内の金額は、便宜、交付要求書作成日までの延滞金を概算したものである。」旨を記載する。

(8) 交付要求書の作成要領

- ア 財団債権については破産管財人あて交付要求し、破産債権については破産裁判所あて交付要求する。
- イ 交付要求書の滞納金額欄は、優先的破産債権及び劣後的破産債権の区分が明確になるように配意し、備考欄に補完記入を行う。
- ウ 優先的破産債権の延滞金欄は、破産手続開始日までのものを算出し、1円単位で記載する。

エ 劣後的破産債権の延滞金欄は、交付要求決議日までのものを算出し、優先的破産債権に係る延滞金額を差し引いた金額を1円単位で表示する。

オ 優先的破産債権及び劣後的破産債権の交付要求書滞納金額備考欄に、延滞金計算の基礎となった保険料額を表示する。

(交付要求の具体例)

条件

- 1 破産手続開始年月日 平成27年5月31日
- 2 交付要求決議書作成日 平成27年6月15日
- 3 滞納保険料

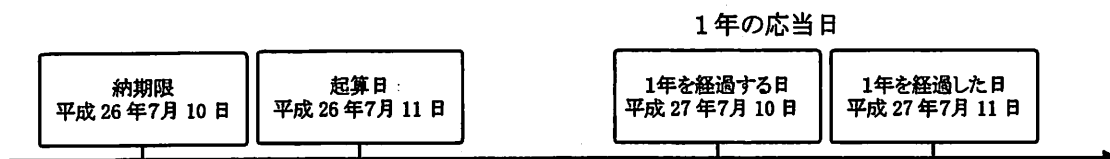
① 平成24年度	労働保険料
法定納期限	平成25年7月10日
滞納保険料額	100,000円

② 平成25年度	労働保険料
法定納期限	平成26年7月10日
滞納保険料額	50,000円

(9) 保険料等債権の地位の具体例

ア 財団債権に分類される場合

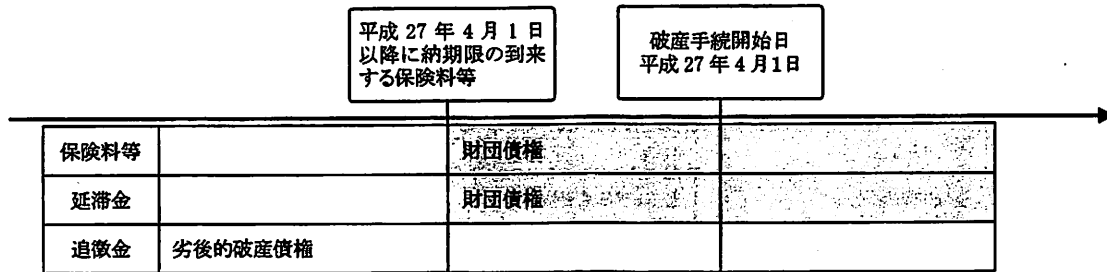
(ア) 期間計算



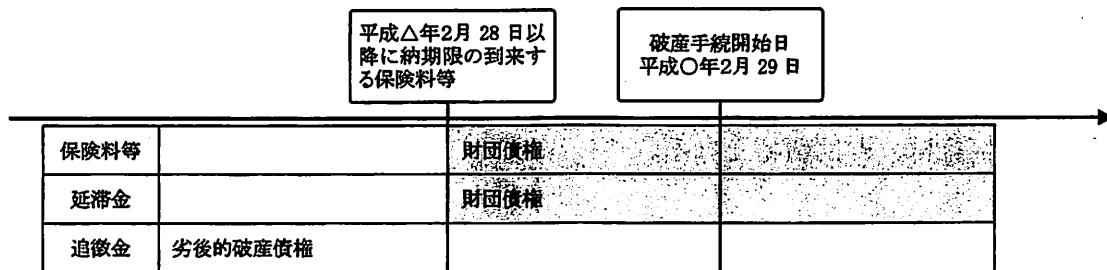
(イ) 破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であること

- ① 破産手続開始当時、納期限が未到来であるもの
- ② 破産手続開始当時、納期限から1年を経過していないもの

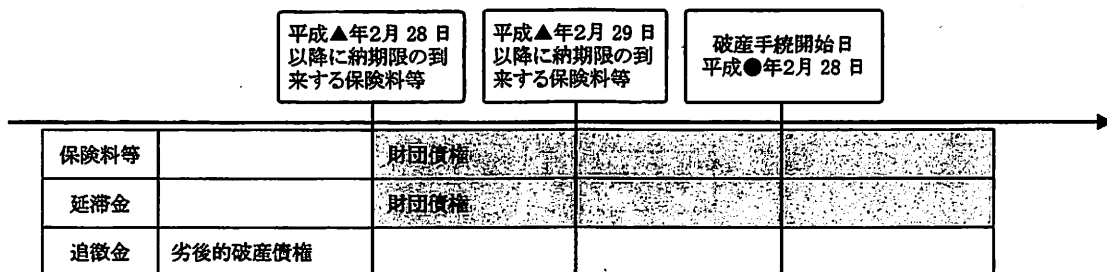
例1 破産手続開始日が平成27年4月1日である場合



例2 破産手続開始日がうるう年の平成〇年2月29日である場合



例3 破産手続開始日が平成●年2月28日で、1年前の応当日がうるう年の2月29日である場合

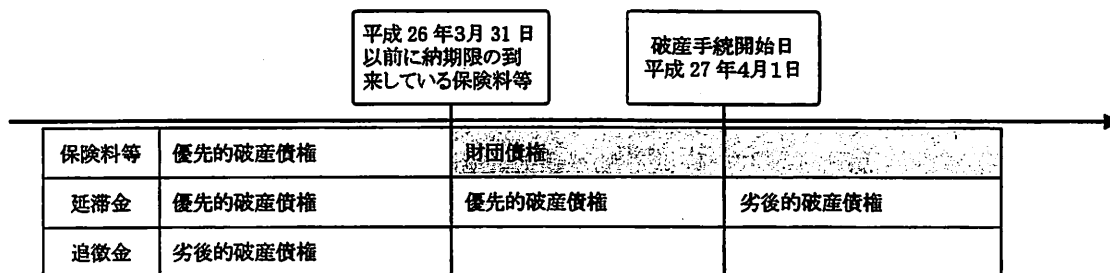


イ 優先的破産債権と劣後的破産債権に分類される場合

(ア) 破産手続開始当時、既に納期限から1年を経過している保険料とこれに係る破産手続までの延滞金は、優先的破産債権となる。

(イ) 優先的破産債権とされる保険料に係る破産手続開始後の延滞金並びに追徴金は、劣後的破産債権となる。

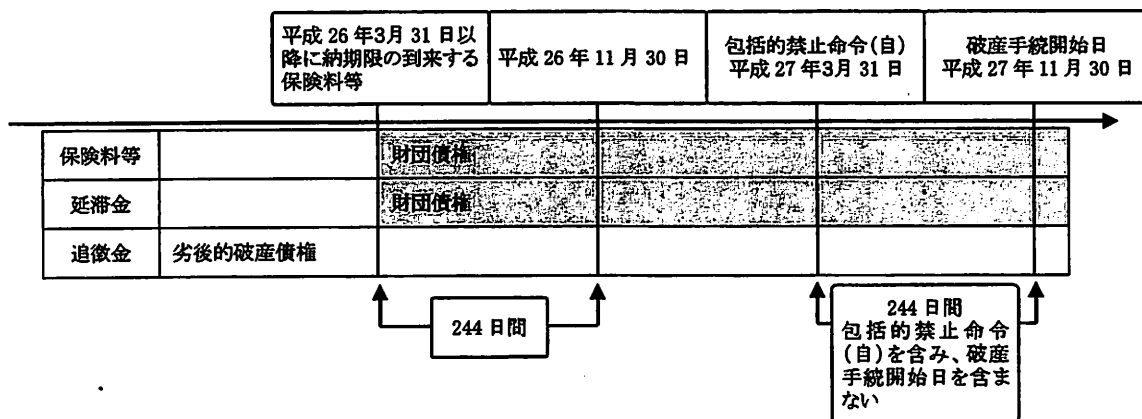
例 4 破産手続開始当時、既に納期限が1年を経過している保険料等の場合



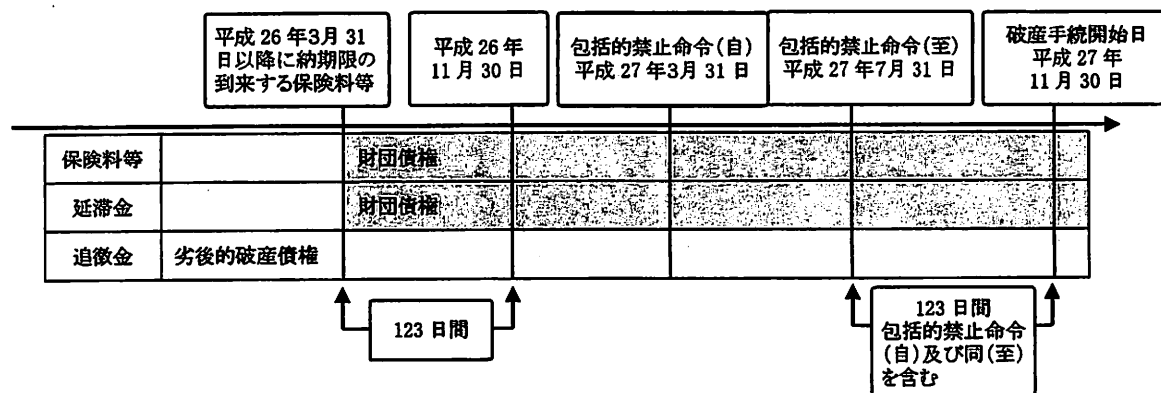
ウ 包括的禁止命令がある場合

包括的禁止命令が発せられた場合、破産手続開始決定当時、まだ納期限が到来していない保険料債権と納期限から1年（包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間を除く）を経過していない保険料債権は、財団債権となる。

例 5 包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで継続している場合



例 6 包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで終了している場合



※ 延滞金の計算の始期は法定納期限の翌日からとなるが、作表上、納期限と同一にしている。

第3 交付要求の効力

1 配当要求の効力

交付要求は滞納に係る保険料等を強制換価手続の執行機関にその換価代金から交付すべきことを要求するものであるから、配当要求の効力を有する。

なお、交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分、強制執行等の処分が解除され又は取り消されない限りその処分の目的となった財産について、差押え後に権利の移転があっても交付要求の効力は失わない。

また、交付要求書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断し、交付要求に係る強制換価手続がされている期間、中断事由が継続する（国税通則法 73①）。

時効中断の効力は、その基礎となった交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合でも失われない（国税通則法 73②）。

（注） 交付要求は、参加差押えと異なり常に配当要求の効力を有するにすぎないから、先行の強制換価手続（滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売）が解除され又は取り消された場合は、その効力を失うこととなる（基本通達 82⑧）。

2 交付要求先着手による優先の効力

交付要求書が相手方執行機関に送達されたときは、同順位公課間においてはその換価代金について、先着手の交付要求が優先（破産手続を除く）し、交付要求の順序に従い配当される（国税徴収法 13）。

送達時が同時である場合は、これらの交付要求に係る公課は同順位になる。この場合における公課に配当する金額は、債権現在額申立書に記載されている金額により案分計算したところによる（基本通達 13②）。

3 抵当権等の優先額制限の効力

交付要求をしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者にその保険料等に係る交付要求通知書が送達された時における債権額を限度とする（国税徴収法 18 の①、基本通達 18 ③）。

第4 特殊な場合の交付要求

特殊な場合の交付要求の取扱いは、通常の交付要求の取扱によるほか次による。

1 担保権付財産が譲渡された場合

国税徴収法第22条第5項の規定による譲渡された担保権付財産について強制換価手続が行われた場合の交付要求は次による。

(1) 交付要求のできる場合

交付要求は次のすべてに該当するときのできる（国税徴収法22①②）。

ア 滞納者が滞納に係る保険料等の法定納期限後等に登記等をした質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したこと。

イ その財産の譲渡時において、滞納者が他に保険料等に充てるべき十分な財産を有せず、かつ、現に滞納処分を執行するときにおいて、滞納者の財産がその保険料等を徴収するのに十分でないこと。

ウ 譲渡に係る財産について、強制換価手続が行われていること。

(2) 配当を受けることができる金額の範囲

交付要求により、徴収することができる金額は、「質権又は抵当権によって担保される債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額」より「譲渡に係る財産を滞納者の財産とみなし、その財産の換価代金について保険料等の交付要求があったものとした場合に、質権又は抵当権によって担保される債権が配当を受けることができる金額」を差引いた金額と滞納額とのうち、いずれか少ない額である（国税徴収法22②、基本通達22⑧）。

(3) 交付要求の手続

ア 質権者又は抵当権者に対する徴収通知

交付要求をしようとするときは、交付要求をするときまでに質権者又は抵当権者に対し、徴収通知書（様式31号）によりその旨を通知しなければならない（国税徴収法22④、国税徴収法施行令6①）。

この場合、質権若しくは抵当権の処分（民法376、361、398の11）又は質権若しくは抵当権付債権の譲渡があり、その旨の付記登記等がされているときは、付記登記に係る質権者又は抵当権者に対して通知する（基本通達22⑩）。

イ 交付要求書及び交付要求通知書の送達と通知

交付要求書は、相手方執行機関が配当すべき金銭を質権者又は抵当権者に交付するときまでに、相手方執行機関に対し、国税徴収法第 22 条による交付要求書（様式 32 号）を送達して行う。

一方、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知するとともに、質権又は抵当権上の利害関係人に対して、交付要求をした旨の通知をする。

（注） 1 徴収通知書又は国税徴収法第 22 条による交付要求書に記載する徴収金額は、具体的な金額を定める必要はなく、抽象的に国税徴収法第 22 条第 2 項に掲げる金額である旨を記入すれば足りる。

2 交付要求についても、同順位公課間においては、国税徴収法第 13 条の規定により先着手の交付要求が優先する。

2 対象財産が譲渡担保財産である場合

交付要求の対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保財産であるときの交付要求は次による。

（1）交付要求のできる場合

交付要求の対象となる財産が譲渡担保財産（P4-18）であるときは、その強制換価手続が設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、次の要件のすべてに該当する場合に交付要求をすることができる（国税徴収法第 24①③⑥、国税徴収法施行令 8③）。

ア 滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているもの（譲渡担保財産）であること。

イ 滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ 交付要求をしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利移転の登記等の前であること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ 譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに、交付要求をしようとする保険料等が完納されていないこと。

（注） 1 譲渡担保財産とは、滞納者が所有する財産を債務者又は第三者に譲渡し、その譲渡により自己又は第三者の債務の担保の目的となつて

いる財産をいう。

なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても譲渡できるもの（手形を除く）はすべて譲渡担保の目的物とすることができる（基本通達 24①）。

- 2 滞納者について破産手続開始の決定があつたとしても、譲渡担保財産に係る譲渡担保権者の管理処分権が破産管財人によって喪失されている場合（破産法 184②、185①②）を除き、破産法第 43 条第 1 項の規定（破産手続開始決定後の破産財団に属する財産に対する滞納処分の禁止）にかかわらず、譲渡担保財産に対する滞納処分を執行することができる（基本通達 24⑥）。

（2）交付要求の手続

ア 譲渡担保権者に対する告知

交付要求をしようとするときは、交付要求に先立ち、譲渡担保権者に対する告知書（様式 33 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24③）。

（注） 譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条 1 項及び第 6 項の規定の要件に該当することにより、徴収することができる滞納額の全額であつて、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限られない（基本通達 24④）。

イ 交付要求の送達

交付送達は、譲渡担保権者に対し告知書を発し、指定期限を経過したときに、相手方執行機関に対して、交付要求書（様式 30 号）を送達して行う（国税徴収法 24③）。

一方、交付要求をしたときは本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

（注） 1 譲渡担保財産に対する交付要求は、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保権者の保険料等により交付要求をすることもできる。

- 2 譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが、競売する場合の差押え交付要求の調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定があることに留意する。

第5 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

交付要求先の執行機関から、債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出することとし、この申立書に前記第 2、7（4）により確認した根質権又は根抵当権の被担保債権額、根質権者又は根抵当権者の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

（注） 債権現在額申立書の様式は、根質権又は根担保権の被担保権額の表示欄がないので、余白に付記するか又は別紙により表示する。

第6 交付要求の解除

1 交付要求解除の場合

交付要求は、次に掲げる場合は解除しなければならない（国税徴収法 84①）。

（注） 交付要求先執行機関から差押え解除の通知があった場合は、交付要求の解除をする必要がないが、交付要求調書にその旨を表示するとともに、交付要求書の写をその綴りから除去する。

（1）保険料等の全額が消滅した場合

交付要求をしている保険料等の全額が納付、充当、取消しその他の理由により消滅したときは解除する。

ただし、その保険料等の消滅が交付要求に係る財産が換価され、その換価代金の配当を受けて充当したためである場合は、交付要求解除の手続をとる必要がない。

（注） その他の理由とは、他の交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る保険料等の全額に充てたこと、国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により配当された金銭をその保険料等を全額に充てたこと、その他免除、法律の規定の変更等により交付要求に係る保険料等の全額が消滅したことをいう（基本通達 84①）。

（2）徴収上支障がない場合

交付要求をした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、交付要求を解除しても保険料等の徴収上支障がないと認められるときは解除する。

（3）参加差押えに切替えた場合

交付要求を参加差押えに切替えたときは解除する。

2 交付要求解除の手續

(1) 交付要求先執行機関への通知

交付要求の解除は、交付要求解除通知書（様式 36 号）により、その旨を交付要求先の執行機関に通知することによって行う（国税徴収法 84②）。

(2) 滞納者への通知

交付要求を解除したときは、滞納者に対し交付要求解除通知書により通知しなければならない（国税徴収法 84③）。

(3) 質権者等への通知

交付要求を解除したときは、質権者等のうち、交付要求したときにその旨の通知をした者に対し、交付要求解除通知書（様式 36 号）により交付要求を解除した旨を通知しなければならない。

なお、交付要求に係る強制換価手續が企業担保権の実行手續又は破産手續であるときは、この通知を要しない（国税徴収法 84③、国税徴収法施行令 36④）。

第 7 交付要求の解除の請求をうけた場合

1 解除の請求ができる者

強制換価手續により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは交付要求解除の請求をすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85①）。

(注) 交付要求の解除の請求ができる者は、交付要求を受けた執行機関はもとより、交付要求をした執行機関も後から交付要求をした執行機関に対し、解除の請求をすることができる。

2 解除の請求ができる場合

交付要求の解除の請求は、次に掲げる要件を備えたときにすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85②③④）。

ア 交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないとき。

イ 滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る保険料等の全額を徴収することができるとき。

(注) 1 弁済を受けることができないときは、交付要求がなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、交付要求がされたために、債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなることをいう。

したがって交付要求の有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

2 交付要求に係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合、交付要求に係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から交付要求に係る保険料等にあわせて、滞納保険料等を徴収することができないときは、交付要求を解除する必要はない。

3 解除の請求の手續

交付要求解除の請求をしようとする者は、交付要求解除請求書（様式 37 号）を交付要求ができる期間の終期までに提出しなければならない（国税徴収法 85①、国税徴収法施行令 37、基本通達 85⑤）。

4 解除の請求に対する処理

交付要求解除の請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査をし、次により処理しなければならない（国税徴収法 85②、基本通達 85⑥）。

(1) 請求を相当と認める場合

調査の結果、前記 1～2 のいずれにも該当することが明らかになった場合は、請求を相当と認め解除請求の対象となった交付要求を解除する。この場合、その請求者に対して交付要求解除の通知をしなければならない。

なお、交付要求の解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行う。

(注) 請求が相当と認めるかどうかの調査は、交付要求を行う期間の終期までに、解除の請求があったものに限って行う。

なお、交付要求ができる期間の終期が経過した後に交付要求の解除の請求があった場合においても、相当と認められるときは、交付要求の解除をする（基本通達 85⑥）。

(2) 請求を相当と認めない場合

調査の結果、解除請求が相当と認められない場合は、解除の請求を拒否することとし、交付要求解除拒否通知書（様式 38 号）によりその旨を請求者に通知する（基本通達 85⑦）。

第8 交付要求を受けた場合

1 交付要求書の受理

滞納処分による差押えを行った場合において、他の執行機関から交付要求の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

(1) 交付要求の対象となっている差押財産の確認

交付要求書の送達を受けたときは、差押調書に記載された差押財産と交付要求書に記載された交付要求対象財産を対査し、両者に相違がないかどうかを確認する。

なお、その財産について両者に相違があるときは次による。

ア 財産の全部が符号しない場合

交付要求書に記載されている財産の全部が符号しないときは、その旨を欄外余白に付記して、直ちに交付要求をした執行機関へ返戻する。

イ 財産の一部が符合しない場合

交付要求書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは、直ちに交付要求をした執行機関に連絡し、補正を求める。この場合、交付要求書の到達順位は保全する。

ウ 譲渡担保権者に対し差押えとして続行することとしている場合

交付要求を受けた財産が、国税徴収法第24条第4項により譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとしているときは、交付要求をした執行機関に対して、譲渡担保財産である旨を通知する。

(2) 交付要求書の到達順位の記録

交付要求は同順位の場合は原則として先着手により優先するので、到達順位について到達年月日及び順位を交付要求書の欄外に受付印とは別に表示すること。

(注) 先取特権の順位については、先取特権の順位一覧(P8-3)参照。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理

交付要求の基となる差押えを、国税徴収法第24条第4項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は次により処理する。

(1) 交付要求している行政機関等に対する通知

交付要求書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であるこ

とが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書（様式 34 号）により、交付要求をしている行政機関等に通知する。

(2) 交付要求続行通知書の送付を受けた場合

交付要求の行政機関等から、交付要求続行通知書（様式 35 号）を受けた場合は次により処理する。

ア 交付要求続行通知書の取扱

交付要求続行通知書は、以後交付要求書と同様に取り扱う。

なお、換価代金を配当する場合において配当順位は、先に受理している交付要求書の受付年月日により判定するので、誤って交付要求続行通知書の受付年月日により判定することのないようにするため、先に受理している交付要求書の受付年月日を交付要求続行通知書に明示しておく。

イ 譲渡担保権者に対する交付要求

交付要求する財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、交付要求書の欄外に交付要求続行通知書を受理した旨及び交付要求に伴う処理は、交付要求続行通知書により行う旨を適宜表示しておく。

また、交付要求する財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、譲渡担保財産については交付要求続行通知書により譲渡担保財産以外の財産については交付要求書により、それぞれ交付要求に伴う処理をすることとし、交付要求書の欄外にその旨を適宜表示しておく。

3 交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理

交付要求がされている財産の差押えを解除する場合は、交付要求先執行機関、滞納者、質権者等に対する差押えの解除の通知、差押え登記等の抹消の登記等通常の差押え解除の手続をとる。

4 交付要求解除通知書を受理した場合の処理

交付要求をした執行機関から、交付要求解除通知書（様式 36 号）の送付を受けたときは、これと交付要求書等とを対査確認した上、関係書類に交付要求が解除された旨を記載しておくこと。

第2節 参加差押え

第1 参加差押えの意義

参加差押えとは、交付要求の一種であり、先行の差押えにより換価がされた場合の配当を受ける効力や時効中断の効力は交付要求と同様である。

しかし、交付要求の場合、先行の差押えが解除されたときにその効力を失うことになるのに対し、参加差押えは差押えが解除されるまでは交付要求と同じ効力しかないが、差押えが解除されたときは、参加差押えをした時に遡って効力が生ずることとなり、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができるので、通常の交付要求よりも有利な処分である（国税徴収法 86～88、基本通達 86①）。

第2 参加差押えができる場合

1 参加差押えの要件

滞納者の財産について先行の滞納処分が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたとき）に、次のすべてに該当するときは、原則として交付要求は行わず、参加差押えを行う（国税徴収法 86①）。

- (1) 滞納者の保険料等が差押えすることができる場合に該当すること。
- (2) すでに滞納処分による差押えがされていること。
- (3) 差し押えている滞納者の財産が動産及び有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権であること。

(注) 1 滞納者の財産について、「滞調法」の規定により滞納処分と強制執行又は競売法による競売とがあわせて行われている場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して参加差押えをするとともに、強制執行又は競売法による競売を行っている執行機関に対して交付要求をする。

- 2 強制換価手続の対象となっている財産が山間へき地や遠隔地にあるため参加差押えをすると国税徴収法施行令第 40 条の規定による財産の引受けが著しく困難であると認められるとき、強制換価手続をした執行機関においてその対象となっている財産の換価が確実であると認められるとき、その他参加差押えをする実益が少ないと認められるときは参加差押えをしないで交付要求をすることとしても差し支えない。

2 参加差押えに切り換える場合

保険料等が差押えのできる要件を欠くため、参加差押えを行うことができず交付要求を行ったものについて、その後その交付要求に係る保険料等について、参加差押えをすることができることとなったときは、次の場合を除き、つとめて交付要求を解除して参加差押えを行う。

- ア 交付要求先執行機関において、換価することが明らかである場合。
- イ 保険料等による交付要求より後に公課による交付要求又は参加差押えがあり、交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。
- ウ 国税徴収法第 18 条第 1 項本文の規定により交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。

3 参加差押えの制限

参加差押えの制限は、交付要求と同様となる。

即ち、参加差押えをするときにおいて、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有し、かつ、その財産により参加差押えをしようとする保険料等の全額を徴収することができることと認められるときは、参加差押えをしない（国税徴収法 88①、83、基本通達 88①、83①）。

なお、参加差押えをした後、上記に該当する財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、参加差押えは解除する。

4 参加差押えを行う期間の終期

参加差押えは、先行の滞納処分による売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までに行うことができる。

（注） 参加差押えは、滞納処分による差押えがされている財産について二重又は三重にすることができ、同順位公課間では先着手の参加差押えに係る保険料等が優先する。また、参加差押えの原因となる滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先に参加差押えをした行政機関等に対し、その参加差押えに係る財産が引渡される（国税徴収法 13、87①）。

5 参加差押えを行う場合の調査

（1）調査事項

参加差押えをしようとするときは、次の事項について調査を行う。

ただし、滞納者が所持する差押調書の謄本その他により参加差押えの対象財産を特定できる場合は、参加差押えをした後に参加差押財産について質権者等の有

無等、必要な事項の調査を行っても差し支えない。

ア 滞納処分による差押えが行われている滞納者の当該差押えの目的となったすべての財産の名称、数量、性質及び所在。

イ 滞納処分による差押調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ 滞納処分による差押えに係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ 質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所・氏名。

オ 他の行政機関等からの参加差押えの有無及び優先する参加差押えがある場合は、その参加差押えに係る国税、地方税の額。

カ 参加差押えの対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに登記簿等により滞納処分による差押えが行われている財産の名称、数量、性質及び所在並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合はその権利の内容、質権者等の住所・氏名。

(2) 調査方法

調査は、相手方行政機関等において、徴収職員証票を呈示して滞納処分に関する書類（滞納処分票及びその添付書類）を閲覧することによって行う。

(3) 調査結果

調査の結果、参加差押えの要件に該当する事実があることが判明したときであっても、参加差押えの対象となる財産の見積価額と参加差押えをしようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の参加差押えに係る国税、地方税等の金額を勘案して参加差押えをする実益がないことが明らかなきときは、参加差押えは行わない。

この場合は、その旨を滞納処分経過票に記載して事跡を明確にしておくこと。

6 参加差押えの相手

参加差押えをすることができる相手方行政機関等は、次に掲げるものである。

(1) 国税による滞納処分であるとき

滞納処分による差押えが国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴し

た担保財産についての滞納処分の例による差押えであるときは、その差押えを行った徴収職員の所属する税務署長等。

(2) 地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

滞納処分による差押えが地方税若しくは公課による滞納処分若しくは滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴税吏員等の所属する行政機関等の長。ただし、差押えに徴収の嘱託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかであるときは、その嘱託又は引継ぎを受けた徴税吏員等の所属する行政機関等の長。

(3) 滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているとき

滞調法の規定により、滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているときは、滞納処分による差押えが先か後かにかかわらず、滞納処分による差押えをした行政機関等の長。

(注) 滞納処分以外の強制執行による差押え等をした執行機関に対しては、交付要求を行うことに留意する。

7 参加差押えの手続

(1) 参加差押書の送達

参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）を滞納処分による差押えを行った行政機関等に送達することによって行う（国税徴収法 86①、基本通達 86③④）。

この場合、参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは参加差押書（様式 40 号）を使用する。

- (注) 1 参加差押書は、参加差押え先行政機関等における差押調書（様式 39 号）ごとに作成する。
- 2 参加差押書は正本及び写を作成することとし、正本を参加差押え先の行政機関等へ送付する。
- 3 参加差押えは、参加差押え先行政機関等が行った差押えに係る滞納者所有の財産全部を対象として行う。
- 4 交付要求をした後に参加差押えに切り換える場合は、交付要求を解除した上で参加差押えをすることとし、交付要求解除通知書と参加差押書を同時に参加差押え先行政機関等に送付する。
- 5 参加差押えは同一の財産について二重、三重に行うことができるが、参加差押書を送達した後に新たに発生した滞納等により、同じ財産に対して重ねて参加差押えをするときは、その都度参加差押書を送達することによって行う。
- 6 第二次納付義務者及び保証人の財産について参加差押えするときは、参加差押書の滞納者欄に第二次納付義務者等の氏名及び住所を付記す

る。

(2) 滞納者への通知

参加差押えをしたときは、滞納者に対して参加差押通知書（様式 39 号）により通知を行う（国税徴収法 86②、国税徴収施行令 36②③、基本通達 86④）。

参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押通知書（様式 40 号）を使用する。

(3) 第三債務者への通知

電話加入権について参加差押えをしたときは、第三債務者（NTT）に対し参加差押通知書（様式 40 号）により通知する（国税徴収法 86②、国税徴収令 38、基本通達 86⑤）。

(4) 登記の嘱託

参加差押えをした財産が、不動産、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、当該参加差押えの登記等を関係機関（法務局等）に嘱託する。

この場合において、不動産の登記嘱託書に、登記原因証明情報を添付し（不動産登記法 61）、また、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の登記嘱託書に、参加差押調書の謄本を添付しなければならない。

この参加差押えの登記等は、参加差押えの効力要件ではないが、国税徴収法第 87 条（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生じた場合における對抗要件である（国税徴収法 86③、基本通達 86⑧）。

なお、登記等は次により行う。

ア 不動産、船舶、航空機又は建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えをしたときの登記

登記は、参加差押登記嘱託書（様式 41 号）正、副 2 部を作成し、登記及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本に添付し、遅滞なく管轄する法務局その他の関係機関に送達する。

(注) 1 同一登記所の管轄内に存する数個の土地又は建物について参加差押えの登記を嘱託する場合は、同一の嘱託書をもって参加差押えの登記を嘱託することができる（不動産登記法 46）。

2 参加差押登記嘱託書を管轄登記所等に提出するときは、不動産登記法 60 条（共同申請の原則）の規定にかかわらず交付又は郵便によることができる。

イ 自動車について参加差押えをしたときの登録

自動車については、登録嘱託書（様式 17 号）を作成し、登記の原因及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本を添付し、所轄する運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

- （注） 1 自動車参加差押登録嘱託書は、自動車 1 両ごとに別葉に作成する。
 2 同時に自動車 2 両以上について登録の嘱託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り参加差押調書謄本は、その 1 通に添付し、他の嘱託書にその旨を「添付書類」欄に記載する。

（5）質権者等への通知

参加差押えをしたときは、質権者等のうち、徴収職員がその参加差押えを行うに際し、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対し、参加差押通知書（様式 39 号）により通知しなければならない（国税徴収法 86④、国税徴収法施行令 36③、38、基本通達 86⑨）。

（6）質権者等の有する債権金額の確認

質権者等に参加差押通知書を送達したときは、質権者等の労働保険料等に優先する債権の額を調査確認し、参加差押財産調査表に記載しておかなければならない。

ただし、根質権又は根抵当権の被担保債権額の確認は、参加差押え先の行政機関等から公売通知を受けたときに行うこととして差し支えない。なお、この確認額は公売を執行する行政機関等に債権現在額申立書を提出する際、当該申立書に付記しなければならない。

（7）参加差押えに伴う書類の整理

ア 参加差押調書

参加差押えをするときは、参加差押調書と参加差押書（様式 39 号）を複写により作成する。参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押調書（様式 40 号）を使用する。

なお、参加差押えの登記等を嘱託するため、参加差押調書謄本を必要とするときは参加差押調書を作成するときにこれとあわせて複写により作成する。

イ 参加差押財産調査表

参加差押えをしたときは、その都度直ちに参加差押財産調査表（様式 42 号）等を作成の上、所定欄を整理の上、参加差押調書の次に綴り込むこと。

(8) 参加差押財産の種類別一覧

既差押財産の種類	通知の相手方	第三債務者への通知	質権者等への通知	参加差押えの登記(登録)
動産 有価証券	滞納者	不要	1. 質権、抵当権、先取特権、留置権、貸借権等の権利を有する者 2. 仮登記権利者 3. 保全執行裁判所、執行官、強制官理人	不要
不動産 船舶 航空機 自動車 建設機械 小型船舶		不要		要
電話加入権		要		不要

第3 参加差押えの効力

1 参加差押えの効力

参加差押えは、次に掲げる効力を有する（国税徴収法 87①、基本通達 87①）。

(1) 交付要求の効力

参加差押えは、特定の場合に行う交付要求の一種であるから、滞納処分による差押えが解除されるまでは、参加差押えを受けた行政機関等に対し交付要求の効力を有する。

(2) 差押えに移行する効力

参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、参加差押財産について、差押えの効力を生ずる。

(3) その他の効力

ア 財産の引渡しを受ける効力

参加差押財産が動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合において、その参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、その

差押えを解除した行政機関等から、その財産の引渡しを受けることができる。

イ 参加差押えとしての継続の効力

参加差押えが二以上ある場合において、滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先にした参加差押え以外の参加差押えは差押えの効力が生じた参加差押え（最も先にした参加差押え）をした行政機関等に対し、参加差押えをしたときに遡って参加差押えをしたものとみなされる。

ウ 参加差押え先着手による優先の効力

参加差押書が相手方行政機関等に送達されたときは、同順位公課において、換価代金については先着手の参加差押えが優先し、参加差押えの順序に従い配当される（国税徴収法 13）。

エ 抵当権等の優先額制限の効力

参加差押えをしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者がその保険料等に係る参加差押通知書を受けたときにおける債権額が限度とされる（国税徴収法 18①）。

オ 時効中断の効力

参加差押書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断しその参加差押えがされている期間、中断事由が継続する（国税通則法 73①五）。

（注） 1 時効の中断及び中断事由の継続は、滞納者に対し参加差押通知書が交付されていることを要件とし、この通知がされていない期間については、時効中断の継続期間から除外される（国税通則法 73①）。

2 時効中断の効力は、その基礎となった滞納処分による差押えが取り消された場合でも失われない（国税通則法 73②）。

2 差押えの効力が生ずる参加差押え

参加差押えを受けた差押えが解除されたときにおいて、差押えの効力を生ずる参加差押えは次のとおりである（国税徴収法 87①、基本通達 87②）。

ア 参加差押えが一つである場合は、その参加差押え。

イ 参加差押えが二以上ある場合は、最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記等をした参加差押え）。

（注） 最も先にした参加差押えであっても、参加差押えを受けた差押えが解除されるときまでにこれを解除したときの参加差押えは、差押えの効力は生じない。また、差押えの効力を生ずる参加差押え以外の参加差押えは、差

押えの効力を生じない。

また、差押えの解除後、その抹消登記前にした参加差押えは、効力を生じない。

3 差押えの効力が生ずる時期

参加差押えの効力が生ずる時期は、財産の区分に応じ、次のそれぞれに掲げるときである（国税徴収法 87①、基本通達 87③）。

ア 参加差押財産が動産及び有価証券である場合は、参加差押書が参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に交付されたとき。

イ 参加差押財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合は、その参加差押通知書が滞納者に送達されたとき。ただし、参加差押えの登記等が参加差押通知書の滞納者への送達前にされた場合は、その登記がされたとき。

ウ 参加差押財産が鉱業権又は特定鉱業権である場合は、参加差押えの登記がされたとき。

エ 参加差押財産が、電話加入権である場合は、その参加差押通知書が第三債権者であるNTTに送達されたとき。

第4 特殊な場合の参加差押え

1 対象財産が譲渡担保財産である場合

参加差押えの対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保財産であるときの参加差押えは次による。

(1) 参加差押えのできる要件

参加差押えの対象となる財産が譲渡担保財産であるときは、滞納処分による差押えが設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、次の要件のすべてに該当する場合に参加差押えをすることができる（国税徴収法 24①③⑥、国税徴収法執行令 8③）。

ア 滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているものであること。

イ 滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ 参加差押えをしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利の移転の登記時等より前にあること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ 譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに参加差押えをしようとする保険料等が完納されていないこと。

(2) 参加差押えの手続

ア 譲渡担保権者に対する通知

参加差押えをしようとするときは、参加差押えに先立ち譲渡担保権者に対し、譲渡担保権者に対する告知書（様式 43 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24②、国税徴収法施行令 8①）。

この場合、譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条第 1 項及び第 6 項の規定により徴収することができる保険料等の金額であって、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限らない（基本通達 24④）。

イ 参加差押書の送達

参加差押えは、譲渡担保権者に対し告知書を発した日から指定期限を経過したときに相手方行政機関等に対し参加差押書（様式 39 号）を送達して行う（国税徴収法 24③）。

ウ 滞納者、譲渡担保権者等への通知

参加差押えをしたときは、本来の滞納者、譲渡滞納者及び質権者等にその旨を通知する。

(注) 1 譲渡担保財産に対する参加差押えは、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保財産について、譲渡担保権者の保険料等により参加差押えをすることもできるが、この場合の参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）によって行う。

2 譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが競合する

場合の差押え、参加差押えの調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定がある。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行

動産等で登記等がされていない財産であるため、差押え時に譲渡担保財産であることが判らず、譲渡担保財産を滞納者の財産として差し押えたときは、この差押えが前記 1 の(1)の要件を満たす場合に限り譲渡担保権者に対する譲渡担保財産についての差押えとして、滞納処分を続行することができる（国税徴収法 24④）。

また、通常の参加差押えをした後、参加差押え先の行政機関等から参加差押えの基因となっている差押えが譲渡担保権者に対する差押えとして続行する旨の通知を受けた場合は、次により取り扱う。

(注) 相手方の差押え譲渡担保権者に対する差押えとして続行することができず、参加差押えが続行できる要件を満たすときは、差押えが取り消された参加差押えが差押えの効力を有することとなるので、譲渡担保権者に対する差押えとして続行する手続をとらなければならない。

(1) 参加差押えを続行できる要件

参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行することができる場合は、前記 1 の(1)の要件を満たすときである（国税徴収法 24④、基本通達 24⑩）。

(2) 参加差押え続行の手続

ア 参加差押えをしている保険料等について、参加差押え続行の可否を調査した結果、その全部又は一部を譲渡担保財産から徴収することができるときは、当該参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行するものとし、直ちに譲渡担保権者に対し譲渡担保者に対する告知書に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24④、基本通達 24⑰）。

イ 参加差押の続行は、譲渡担保権者に対し告知書を発するときに、参加差押先の行政機関等に対し参加差押続行通知書（様式 44 号）を送達して行う（国税徴収法 24④）。

ウ 参加差押えを続行したときは、本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

(3) 参加差押え解除の手続

参加差押えをしている保険料等の全部又は一部が譲渡担保財産から徴収することができないものであるときは、その分の参加差押えを解除し、参加差押え先行政機関等、滞納者、第三債務者及び質権者等に差押解除通知書を通知するとともに、参加差押えの登記等の抹消登記等を関係機関に嘱託する（国税徴収法 88②）。

第5 参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合

1 参加差押え解除の請求ができる者

滞納処分による換価手続により配当を受けることができる債権者は参加差押えがあったときは、参加差押え解除の請求することができる（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

したがって、参加差押えを受けた行政機関等のもとより、参加差押えをした行政機関等も後から参加差押えをした行政機関等に対し、解除の請求をすることができる。

2 参加差押え解除請求のできる要件

参加差押えの解除の請求は、次に掲げる要件をすべて備えたときにすることができる（国税徴収法 88①、85①、基本通達 88④）。

ア 参加差押えにより、自己の債権の全部又は、一部の弁済を受けることができないこと。

(注) 弁済を受けることができないとは、参加差押えがなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、参加差押えがされたために債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなったことをいう。したがって、参加差押えの有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

イ 滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその参加差押えに係る保険料等の全額を徴収することができること。

(注) 参加差押えに係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合において、参加差押えに係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から参加差押えに係る保険料等にあわせて滞納保険料等を徴収

することができないときは、参加差押えを解除する必要はない。

3 参加差押え解除請求の手続

参加差押え解除の請求をしようとする者は、参加差押解除請求書（様式 45 号）を提出しなければならない（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

4 参加差押えの解除請求に対する処理

参加差押えの解除請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査し、次により処理しなければならない。

(1) 請求を相当と認める場合

調査の結果、前記 1～3 のいずれにも該当することが明らかとなった場合は、請求を相当と認め解除の対象となった参加差押えを解除する。この場合、その請求者に対しても参加差押え解除の通知をする。

なお、参加差押えの解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行い、確実に滞納保険料等を徴収することができるよう措置する。

(2) 請求を相当と認めない場合

調査の結果解除請求が相当と認められない場合は、解除請求を拒否することとし、参加差押解除拒否通知書（様式 46 号）によりその旨を請求者に通知する。

第 6 換価の催告等

1 参加差押えをした財産の換価の催告

参加差押えをした後、参加差押財産が相当の期間内に換価に付されないときは、参加差押財産換価催告書（様式 47 号）により参加差押え先行政機関等に対して換価の催告をすることができる。

ただし、納付の猶予又は換価の猶予をしている場合、その他法令の規定又はこれに基づく処分により換価手続をすることができない場合は、換価の催告をすることができない（国税徴収法 87③、基本通達 87④）。

(注) 1 相当の期間とは、おおむね 3 ヶ月程度であるが、行政機関等の事務の繁閑、財産価格の見積りの難易等を考慮して決定する。

2 換価催告の効果は、滞納処分による差押えをした行政機関等に対し直ちに換価処分を行うよう注意を促すにとどまり、それ以上の効果はない。

2 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

参加差押え先行政機関等から債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出する。この申立書に前記第 2 の 7(6)により確認した質権者等の被担保債権額、質権者等の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

第 7 参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合は、次により処理する。

なお、参加差押えの基因となっている差押えの解除通知書は、差押えに移行すべき参加差押えをしている行政機関等の名称その他の記載があるので、参加差押えが差押えに移行したかどうかは、これにより判断できるのでこのための調査は要しない。

1 参加差押えが差押えに移行する場合

(1) 関係書類の引受

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押え先行政機関等から差押解除通知書とともに差押えに移行しなかった参加差押書等関係書類が参加差押関係書類引渡書に添付されて送付されてくるので、関係書類と対査確認し引渡書の副本に受領年月日を記載し、署名押印の上、これをすみやかにその行政機関等に返送する（国税徴収法施行令 41①）。

(2) 参加差押財産の引受

参加差押財産が動産、有価証券又は差押えを解除する行政機関等の職員が占有していた自動車、建設機械で当該行政機関等から参加差押財産引渡し通知書の送付を受けたときは、すみやかに当該財産の引渡しを受ける（国税徴収法施行令 40①）。

(注) 参加差押財産引渡し通知書の送付を受けた日の翌日以後の動産等の保管に要する費用は、その引渡しを受けた部局の負担とし、滞納処分費として徴収することができる（基本通達 87⑬）。

ア 動産等の引渡しを受ける日時、場所

参加差押財産引渡し通知書に指定された日時、場所による。

イ 参加差押先の行政機関等の職員から直接動産等の引渡しを受ける場合

行政機関等の職員に送付を受けた参加差押財産通知書（様式 53 号）を呈示して、動産等の引渡しを受け参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差

押財産引受通知書（様式 49 号）を作成し、財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書により動産等の引渡しを受けた旨を通知する（国税徴収法施行令 40①④）。

この場合参加差押引受調書の謄本を滞納者に交付する。

なお、差押えの解除を行う労働局長と差押の効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合は、参加差押財産引受通知書の作成を省略して差し支えない。

（注） 参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押えをした旨の通知をしている滞納者及び質権者等に対してあらためて差押えの通知をする必要はない。

ウ 保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合

参加差押え先行政機関等の職員以外の者が動産等を保管しており、その保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合は、参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）に添えて送付された動産等の保管者あての差押引渡依頼書（様式 50 号）をその保管者に交付して動産等の引渡しを受け、参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差押財産引受通知書を作成し財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書を送付する（国税徴収法施行令 40①④）。

- （注） 1. この場合、参加差押財産の引受けにあたっては、立会人をおくこととし参加差押財産引受調書の謄本を作成の上、これをその立会人、滞納者及び当該動産等を保管していた者に交付する。
2. 参加差押財産の引受けにあたっての立会人は、国税徴収法第 144 条の規定による捜索の立会人ではなく、物の引受け引渡しの際に立会人をおくことが望ましいことによりおくものである。
3. 参加差押えをしている動産等の引渡しを受ける場合は、国税徴収法第 58 条第 2 項又は第 71 条第 3 項に規定する引渡命令の手続は必要ではない。
4. 差押えの解除を行う労働局長と差押えの効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合にも同様の手続をする。

エ 保管者から動産等の引渡しを受ける場合の保管者宅の捜索

前記③により保管者から動産等の引渡しを受ける場合において、保管者宅を捜索したときは参加差押財産引受調書にかえて捜索調書（様式 2 号）を作成することとし、その謄本を立会人、滞納者及び保管者に交付する。この場合、財産の引渡しをした行政機関等に対する参加差押財産引受通知書は捜索調書の謄本を参加差押財産引受通知書と訂正し、これに参加差押財産引受通知書に記載すべき事項を付記して使用することとして差し支えない。

オ 滞納者又はその財産を占有する第三者への保管

前記②又は③により引渡しを受けた動産等について、必要があると認めるときはこれを滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。第三者に保管させる場合は、その運搬が困難である場合を除きその者の同意を受けなければならない（国税徴収法施行令 40②）。

また、このように動産等を滞納者又は第三者に保管させた場合は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない（国税徴収法施行令 40③）。

引渡しを受けた動産等を滞納者又は第三者に保管させるかどうかの判断、滞納者又は第三者に保管させた場合の封印、公示書その他の方法による差押財産であることを明白に表示する方法、保管の命令等については動産等の差押えをした場合の処理と同様に措置する。

この場合、差押えの解除をする労働局長と動産等の引渡しを受ける労働局長とが同一である場合においても、封印、公示書等による表示及び保管命令はあらためて行う。

カ 財産の一部又は全部が存在しないため引き受けることができない場合

動産等の引渡しを受ける場合において、参加差押財産引渡通知書に記載された財産の一部又は全部が存在しない等のため、引き受けることができないときは、次により処理する。

(ア) その財産が滅失している等で差押財産として追求する実益がないときは、滅失している財産については参加差押えを解除する。

この場合、保管者に対し保管責任を追及することができるときは、これを追求する。

(イ) 参加差押えをした後に、その財産が譲渡された第三者が所有している場合は、その第三者に差押財産である旨を告げ、その財産を引き受ける。

(3) 参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押財産の引渡しの有無にかかわらず直ちに次に掲げる調査及び処理を行う。

ア 参加差押え先行政機関等から動産及び有価証券以外の財産の差押え解除の通知を受けた場合

参加差押調書を点検し、登記等がされているかどうかを確認する。なお、差押えに移行しても、参加差押えの登記等を差押えの登記等に変更する必要はない。

イ 参加差押えが差押えに移行し超過差押えとなる場合

参加差押えが差押えに移行した場合は、超過差押えとならないかどうかを調査し、超過差押えとなる場合はその部分の差押えを解除する（国税徴収法 48）。

ウ 仮登記があったことが判明した場合

参加差押え財産に国税徴収法第 23 条第 1 項に規定する保険料等に劣後する担保の目的でされている仮登記があったかどうかを調査し、担保の目的でされている仮登記があったことが判明した場合は、直ちに仮登記の権利者に対して担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書（様式 51 号）により通知をする。

- (注) 1 国税徴収法第 23 条第 2 項の規定による通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行うことに留意する。
- 2 仮登記（録）財産差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。
- 3 仮登記（録）財産差押通知は参加差押えが差押えに移行した後に行う。
- 4 仮登記担保契約とは、金銭債務を担保するためその不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をすることを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の制約で、その契約による権利について仮登記のできるものをいう（仮登記担保法 1）。
- 5 担保のための仮登記とは、仮登記担保契約で土地又は建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法 1、20）。

エ 損害保険等に付されていることが判明した場合

差押えに移行した参加差押えをしている財産が損害保険又は共済の目的となっているかどうかを調査し、損害保険等に付されていることが判明したときは、直ちに差押えをした旨を保険者又は共済事業者へ差押通知書により通知する（国税徴収法 53①、基本通達 53⑨）

- (注) 1 保険者又は共済事業者に対し差し押える旨を通知しない限り、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない。

この場合の調査及び保険者等への通知は、差押えをした場合と同様に処理する。

- 2 差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。
- 3 保険者等への差押通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行う。

2 参加差押えが差押えに移行しない場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除されたときは、その差押えに対してされていた参加差押えのうち、差押えに移行しない参加差押えの参加差押書は、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡される。

この場合は、差押解除通知書に参加差押書を引渡した旨付記してあるので、「参加差押書の引渡しが行われた」旨の記載を確認の上、次の処理をする。

- (1) 参加差押調書の余白に参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。
- (2) 参加差押書の写の欄外に、参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。

第8 参加差押えの解除

1 参加差押えを解除する場合

参加差押えの解除は、交付要求と同様である。

参加差押えは、次に掲げる場合に解除しなければならない（国税徴収法 88①、84①、基本通達 88②）。

- (1) 参加差押えをしている保険料等の全額を納付、充当、取消しその他の理由により消滅したとき。

(注) その他の理由とは、他の交付要求、参加差押えにより交付を受けた金銭を参加差押えに係る保険料等の全額について充てたこと。

国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により、配当された金銭をその保険料等の全額に充てたこと、その他免除、法律の変更等により参加差押えに係る保険料等の全額が消滅したことをいう。

- (2) 参加差押え解除の請求があった場合で、その請求を相当と認めたとき。
- (3) 参加差押えをした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、参加差押えを解除しても滞納保険料等の徴収上支障がないと認められるとき。

2 参加差押えの解除手続

- (1) 参加差押え先執行機関への通知

参加差押えの解除は、参加差押解除通知書（様式 52 号）により、参加差押え先行政機関等に通知することによって行う（国税徴収法 88①、84②、基本通達 88②）。

(2) 滞納者への通知

参加差押えを解除した場合は、その旨を滞納者に参加差押解除通知書（様式 52 号）により通知しなければならない（国税徴収法 84③、88①、基本通達 84③、88②）。

(3) 抹消登記

参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない。この関係機関は、参加差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である（国税徴収法 88②、基本通達 88③）。

なお、登記等は次により行うこと。

ア 不動産、船舶、航空機、建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えを解除した時

参加差押登記抹消登記嘱託書（様式 29 号）を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して、財産を管轄する法務局その他の関係機関に送付する。

（注） 同一登記所の管轄に属する数個の土地又は建物について、参加差押え解除の登記を嘱託する場合は、同一の嘱託書をもって参加差押え解除の登記を嘱託することができる（不動産登記法 46）。

イ 自動車についての参加差押えを解除した時

自動車参加差押登録抹消登録嘱託書を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して所轄運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

（注） 自動車参加差押登録抹消登録嘱託書は、自動車 1 両ごとに別紙に作成する。ただし、同時に自動車 2 両以上について登録の嘱託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り、参加差押解除通知書謄本は、そのうちの 1 通に添付し他の嘱託書にその旨を添付書類欄に記載する。

(4) 質権者等への通知

参加差押えを解除した時は、質権者等のうち、参加差押えをしたときに通知をした質権者等に対し、参加差押解除通知書（様式 52 号）により参加差押えを解除した旨を通知しなければならない（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

なお、参加差押えの解除の請求に基づいて参加差押えを解除したときは、この参加差押解除通知書を使用し、該当請求者にもその旨を通知する。

（注） 電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を NTT に通知しなければならない（国税徴収法 88③、基本通達 88②）。

第9 参加差押えを受けた場合

1 参加差押書の受理

滞納処分による差押えを行った場合、他の行政機関等から参加差押書の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

(1) 参加差押えの対象となっている差押財産の確認

参加差押書の送達を受けた時は、差押調書に記載された差押え財産と参加差押書に記載された参加差押え対象財産を対査し、両者に相違のないことを確認する。

(注) 参加差押財産について両者間で相違があるときは次による。

- 1 参加差押書に記載されている財産の全部が符合しないときは、その旨を欄外余白に付記して直ちに参加差押えをした行政機関等へ返戻する。
- 2 参加差押書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは直ちに参加差押えをした行政機関等に連絡し、補正を求める。
この場合、参加差押書の到達順位は保全する。
- 3 参加差押えを受けた財産が、国税徴収法第24条第4項により、譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとしているときは、参加差押えをした行政機関等に対し譲渡担保財産である旨、通知する。

(2) 参加差押書の到達順位の記録

参加差押書の到達順位は、受付印の日付により判定することとし、同日付のものがあるときは文書受付簿への登載順序の確認により行う。

(注) 参加差押えは先着手により優先するので、到達順位については特に留意する。

(3) 売却決定日以後の参加差押え

売却決定日以後の参加差押書の送達を受けた場合は次による。

ア 参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領するまでであるとき

参加差押書を受理し、その参加差押書及び差押財産調査表に参加差押書提出期限後の参加差押えであることを付記して、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

(注) 参加差押えができるのは、売却決定日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までである（国税徴収法13、87①）。

なお、参加差押えが売却決定日以後にされた場合においては、その参加差押えをした行政機関等はその売却決定が取り消され、再公売をす

る場合にだけ配当を受けることができるものである。

- イ 参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領した後であるとき
参加差押書にその旨を付記して、これを参加差押えとした行政機関等に返送する。

(4) その他参加差押書の受理にあたっての留意事項

- ア 差押えをしている保険料等が消滅した後に差押えに対する参加差押書の送達を受けたときは、差押え解除の手続をする前であっても、差押え保険料等が消滅後であることを付記して、直ちに参加差押えをした行政機関等に返送する。
- イ 交付要求をしている行政機関等から、同一の滞納金等に基づいて同一の財産に対して重ねて参加差押えをしてきたときは、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合

参加差押えの基因となっている差押えを国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により、譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとした場合は次により処理する。

- (1) 参加差押えをしている行政機関等に対する通知
参加差押書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であることが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書により参加差押えをしている行政機関等に通知する。
- (2) 参加差押続行通知書の送付を受けた場合
参加差押え先の行政機関等から参加差押続行通知書の送付を受けた場合は、次により処理する。
 - ア 参加差押続行通知書は、参加差押書と同様に取り扱う。
 - イ 参加差押え財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、参加差押書の欄外に参加差押続行通知書を受領した旨及び参加差押えに伴う処理は参加差押続行通知書により行う旨を表示しておく。

(注) 1 換価代金を配当する場合における配当順位は、先に受理している参

加差押書の受理年月日により判定するので、誤って参加差押続行通知書の受付年月日により判定することないようにするため、先に受理している参加差押書の受付年月日を参加差押続行通知書に明示しておく。

- 2 参加差押え財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、譲渡担保財産については参加差押続行通知書により譲渡担保財産以外の財産について参加差押書により、それぞれ参加差押えに伴う処理をし、参加差押書の欄外にその旨を表示しておく。

この場合、参加差押書に記載してある財産について譲渡担保財産と譲渡担保財産以外の財産とを明確に区別できるよう処理する。

3 参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合

参加差押えをした行政機関等から、参加差押えの対象となっている差押え財産について換価の催告を受けたときは、すみやかに処分状況を調査し直ちに換価処分を行わない理由又は換価見込み時期等を回答すること。

(注) 滞納者が納付の猶予又は換価の猶予に該当する場合等、差押え財産を換価することができない場合を除き、できる限りすみやかに換価するよう努める。

4 参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合

参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合は、参加差押えをした行政機関、滞納者、質権者等に対して差押え解除の通知、差押えの登記の抹消等通常の差押え解除の手続をとるほか次による。

(1) 差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押えの確認

差押えを解除する財産に対する参加差押えが一つだけである場合は、その参加差押えが差押えに移行する参加差押えとなるが、二以上の参加差押えがある場合は、次に掲げるところにより差押えに移行する参加差押えを確認する。

ア 動産又は有価証券である場合

差押えを解除する財産が、動産又は有価証券である場合は、最も先に参加差押書の到達しているものが差押えに移行する参加差押えとなるので、参加差押書の到達順位を確認する。

イ 動産及び有価証券以外の財産である場合

差押えを解除する財産が、動産及び有価証券以外の財産である場合は、参加差押書の到達順位によらず参加差押えの登記等が最も先にされている参加差

押えが差押えに移行するので登記簿等により参加差押えの登記等の順位を確認する。

(2) 差押えを解除する動産等の引渡し

差押えを解除する財産が、動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、次に掲げるところによりその動産等を参加差押えの行政機関等に引渡す（国税徴収法 87②、基本通達 87④）。

なお、動産等の引渡しは差押えを解除する前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の参加差押財産引受通知書（様式 49 号）を受領後に差押え解除の手続をとる（基本通達 87⑤）。

ア 差押え財産を徴収職員が直接保管している場合

徴収職員が直接保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）により通知する。

引渡しをする場所は原則としてその引渡しをすべき財産が現に存する場所とする。

なお、行政機関等に引渡したときは、参加差押財産引受通知書を受領する（国税徴収法施行令 39①、基本通達 87⑤）。

イ 差押え財産を徴収職員以外の者が保管している場合

滞納者又は第三者が保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、原則として差押え財産の保管者から直接引渡しをさせることとし、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書により通知する（国税徴収法施行令 39②、基本通達 87⑤）。

なお、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書を送付するときは、保管者あての差押財産引渡依頼書を添付する。

(3) 参加差押え関係書類の引渡し

差押えを解除する場合において、差押財産について二以上の参加差押えを受けているときは、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に対し、次により参加差押え関係書類の引渡しをする（国税徴収法施行令 41①、基本通達 87⑥）。

なお、この関係書類の引渡しについては、一つの参加差押えだけである場合においても同様に取扱う。

ア 引渡しをする書類

(ア) 参加差押書

(注) 参加差押えの対象となっている財産の差押えの一部を解除するときは、参加差押書の写を引渡す。

- (イ) 参加差押続行通知書
- (ウ) 債権者から提出された保険料等に優先する質権等を証明する書類
- (エ) 譲渡担保権者から提出された保険料等に優先する譲渡担保権を証明する書類
- (オ) 動産の引渡命令を受けた者から提出された契約を解除した旨の通知書又は請求書
- (カ) 債権者から提出された債権現在額申立書及びその添付書類
- (キ) 滞納者から取り上げた債権証書又は権利証書
- (ク) その他徴収職員が占有している自動車検査証等の書類

イ 引渡しをする時期

参加差押え関係書類の引渡しは、差押え解除と同時に行い、関係書類は差押解除通知書とともに送付する。

ウ 引渡しの手続

参加差押え関係書類の引渡しは、参加差押関係書類引渡書（様式 54 号）正副 2 通に添付して行うこと。

(注) 参加差押え関係書類の引渡しをしたときは、その副本を引き渡した書類の受領証として徴する。

5 参加差押解除通知書を受理した場合

参加差押えをした行政機関等から参加差押解除通知書の送付を受けたときは、これと参加差押書等とを確認した上、関係書類に参加差押えが解除された旨を記載し滞納処分関係一件書類に綴り込む。

6 交付要求と参加差押えの対比一覧

	交付要求	参加差押え
要件	1. 先行の強制換価手続が行われたこと 2. 滞納の保険料等があること ※ 納期限を経過していれば督促の有無を問わない	1. 先行の滞納処分が行われたこと 2. 滞納の保険料等の差押えができる場合であること ※ 督促が必要 3. 1の財産が特定の種類のものであること（国徴法 86①等）
対象財産	全ての財産（国徴法 82①）	特定の財産（国徴法 86①） 1. 動産及び有価証券 2. 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 3. 電話加入権
手続	1. 執行機関に対する交付要求書の交付（国徴法 82①） 2. 滞納者への通知（国徴法 82②） 3. 質権者等への通知（国徴法 82③）	1. 行政機関等に対する参加差押書の交付（国徴法 86①） 2. 同左（国徴法 86②、④） 3. 〃 4. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 86②） 5. 参加差押登記（登録）の囑託（国徴法 86③）
効力	1. 換価代金から配当を受けられる（国徴法 129①二） 2. 消滅時効の中断（通則法 73①） 3. 交付要求先着手による優先 ※ 破産手続の場合は当てはまらない 4. 先行差押えの解除又は取消しにより失効する 5. 破産手続開始決定後も交付要求することが可能（差押え・参加差押えは不可）	1. 同左 2. 〃 3. 〃 4. 先行差押えの解除又は取消しにより、差押えの効力を生じる。2以上の参加差押えがある場合は、最も先にした参加差押えが差押えの効力を生じ、それ以外の参加差押えは、差押えの効力が生じた参加差押えに参加差押えをしたとみなされる（国徴法 87①、国徴令 41②） 5. 動産等の引渡しを受けられる（国徴法 87③） 6. 先行差押えに対して換価の催告ができる（国徴法 87③）

	交付要求	参加差押え
制限と解除の請求	1. 特定の場合は、交付要求が制限される（国徴法 83） 2. 債権者は、一定の要件のもとに解除の請求ができる（国徴法 85）	1. 同左（国徴法 88①） 2. "
解除	1. 解除の請求を相当と認めた場合及び保険料等が消滅した場合に解除（国徴法 85②、84①） 2. 執行機関への通知（国徴法 84②） 3. 滞納者への通知（国徴法 84③） 4. 質権者等への通知（国徴法 84③）	1. 同左（国徴法 88①） 2. " 3. " 4. " 5. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 88③） 6. 参加差押登記（登録）の抹消登記の囑託（国徴法 88②）

20160401

第6章 財産の換価

第1節 換価処分

第1 換価の意義

滞納処分による換価とは、通常、差押えに係る保険料等を徴収するため、債権者である国が差し押えた財産を強制的に金銭に換えることをいうが、広義の換価には、債権、有価証券、無体財産権等の金銭による取立ても含まれる。

(注) 換価は、滞納者に帰属する差押財産を強制的に買受希望者に帰属させる行政処分であり、滞納者の意思にかかわらず、強制的に所有権の移転を生じさせる。

第2 換価

換価処分に付す財産は次のとおりである（国税徴収法89）。

- (1) 動産
- (2) 有価証券（金銭債権の取立てをするものを除く）
- (3) 不動産等
- (4) 船舶、航空機
- (5) 自動車、建設機械
- (6) 無体財産権等
- (7) 電話加入権
- (8) 差押債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から6ヶ月以内に到来しない債権
- (9) 取立てをすることが著しく困難であると認められる債権

(注) 1 6ヶ月の計算の始期は、差押えの効力の発生した日とする。

2 著しく困難とは、差し押えた債権が、不確定期限のついたもの、条件の付けられたもの、反対給付に係るもの等で、かつ、取立てまでに要する期間、条件、その他債権の内容により取立てをすることが社会的通念上著しく困難なことをいう。

1 一括換価

- (1) 一括換価をする場合

差押財産は原則として個々に換価するが、次の財産については原則として一括して換価する（基本通達89③）。

ア 工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定の適用を受ける財産

イ 工場財団、その他の財団の組成物件

ただし、財団として売却することが困難である場合には、工場抵当法第46条（個々のものの競売または入札）の規定の趣旨に従い抵当権者等の同意を得て、個々の物件として換価することができる。

ウ 担保権の目的となっている財産の従物（ただし、担保権者の同意がある場合には主物と別個に換価することができる）

(2) 一括換価をすることができる場合

同一の滞納者の所有に係る複数の財産について、次のいずれにも該当するときは、一括して換価することができる（基本通達89④）。

ア 財産が客観的、かつ、経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められる。

イ 一括換価をすることにより高価有利に売却できる。

ウ 一括換価をすることを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来す）がない。

エ 売却決定が同一の日。

2 換価ができない期間

次に掲げるものについては、原則として、それぞれに掲げる期間内は換価することができない（基本通達89⑥）。

(1) 第二次納付義務者又は保証人から徴収する場合は、滞納者の財産を換価に付すまでの期間。また、第二次納付義務者又は保証人が納付告知、督促、滞納処分について訴えを提起した場合は、訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。

(2) 国税徴収法第55条第2号（仮登記の権利者に対する差押の通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る）に係る差押えについて訴えを提起した場合における訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。

- (3) 国税徴収法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収する滞納者の保険料については、その滞納者の財産を換価に付すまでの期間又は譲渡担保権者に対して徴収しようとする保険料等について同第2項による告知、及びその財産について滞納処分をされたことにより訴えを提起した場合、その訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。
- (4) 国税徴収法第50条第3項で同第1項の規定により財産の換価をすべきことの申立てがあった場合、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立者以外の第三者の権利の目的となっているもの以外のものであるときのその申立てに係る財産について申立てがあった時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間。
- (5) 国税徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された期間。
- (6) 国税通則法第23条第5項ただし書又は同法第105条第2項及び第6項の規定により徴収猶予がされている場合におけるその猶予期間。
- (7) 国税通則法第46条第1項、第2項、第3項の規定により徴収の猶予がされている場合におけるその猶予期間（国税通則法48①）。
- (8) 不服申立てがされた場合、それについての決定又は裁決があるまでの期間（国税通則法105①）又は滞納処分の続行が停止されている場合における続行の停止期間。
- (9) 滞調法第10条等の規定により、強制執行等の続行の決定があった場合、その滞納処分による差押えに係る保険料等についてはその強制執行の係属する期間。
- (10) 会社更生法第37条第2項の規定により、滞納処分の中止を命ぜられた場合におけるその中止期間と会社更生法第102条の規定により更正債権となった保険料は同法第67条第2項の規定による滞納処分の中止期間。
- (11) 会社更生法第122条第1項の規定による猶予がされている場合における猶予されたその猶予期間。
- (12) 行政事件訴訟法第25条第2項（執行停止）の規定により執行の停止を命ぜられたその停止期間。
- (13) 企業担保権の実行手続の開始があった場合におけるその実行手続の係属する期間（企業担保法28）。

3 換価に関する留意事項

(1) 完成品となるまでの換価

ア 未成熟の果実等

差押財産が未成熟の果実等であるときは、成熟した後でなければ換価することができないので、制限がされている間は公売公告以後の換価手続は行わない（国税徴収法90①）。

- (注) 1 果実とは植物の果実をいい、いわゆる果物のほか、馬鈴しょ、落花生等の野菜類等をいう。
- 2 成熟とは、通常取引に適する状態になることをいう。
- 3 果実を土地の定着物としての植栽された樹木又は立木法による立木と一体として換価する場合には、国税徴収法第90条第1項の規定は適用されない。

イ 生産工程中における仕掛品

差押財産が生産工程中における仕掛品（栽培品、その他これらに類するものを含む）であり、完成品となり又は一定の生産過程に達しなければ、その価格が著しく低くて通常取引に適しないものについては、通常取引の対象となるまでは換価できない。

- (注) 1 生産工程中とは、生産の作業が完成品となる前段階にあり、まだ作業が継続していることをいう。
- 2 仕掛品とは、一定時点において製品、半製品、部分品の生産のために現に仕掛中又は加工中のものをいう。
- 3 その他これらに類するものとは仕掛品に類するもの及び栽培品に類する稚魚、ひな等をいう。
- 4 完成品とは、その生産等の作業により、通常取引に適する状態になったものをいい、完成品とならなくても著しく低額にならない物（例えば塗装だけが終わっていない机等）は換価できる。

(2) 自動車等の換価前の占有

差押財産が自動車、建設機械又は小型船舶等の移動しやすいものである場合には、徴収職員がこれらの物件を引渡命令に基づいて占有した後に換価を行う。

ただし、換価に支障がないと認められるときは、占有しないで換価することができる（国税徴収法91）。

なお、これらの財産を換価する場合、これらの財産について滞納者又は第三者に保管させているものについては、特に搬出を困難とする事情がない限り徴収職員が搬出し、直接占有した後に換価することとしている（国税徴収法施行令26の2）。

- (注) 換価に支障がないと認められるときとは、自動車、建設機械又は小型船舶の評価、買受けを希望する者の下見点検、売却決定後の引渡し等、換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。

(3) 差押財産の修理

差押財産を換価する場合において、差押財産について、多少の修理を行うことによって財産の経済性を増加させ、高価有利に売却できると認められるとき又は必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て修理、その他、その価額を増加する処分をすることができる。

なお、修理等の処分の費用は、滞納処分費として滞納者から徴収する（国税徴収法93、136）。

(注) 1 必要があると認めるときとは、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納額に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。

2 修理その他その価額を増加する処分とは、差押財産の破損又は減耗部分の修理、取替え、塗装の塗替え等処分の結果、その処分に要した費用の額以上に価額が増加するものをいう。

(4) 買受人の制限

滞納者は価額の目的となった自己の財産を直接、間接を問わず、買受けることができない。

また、直接であると、間接であるとを問わず、局所属の職員も換価すべき財産を買受けることができない（国税徴収法92、基本通達92③）。

(注) 直接であると間接であるとを問わずとは、自己が直接買受人となることだけでなく、實際上自己がこれを取得する目的のもとに自己の計算において他人を買受名義人とすることをいう。

4 換価の効果

(1) 承継取得

換価は滞納者と買受人との間に売買契約を成立させるものであるから、買受人の権利の取得は、原始取得でなく継承取得である（基本通達89⑦）。

(2) 担保権等の消滅

買受人が買受代金の納付により換価に係る権利を取得したときは、換価財産上にあつた質権、抵当権、先取特権、留置権、担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記で、その財産の差押え後にされたものに係る権利は消滅する（国税徴収法124①）。

ただし、国税徴収法第124条第2項の規定による担保権の引受けがあつたときは、その引受けに係る担保権は消滅しない。

なお、国税徴収法第24条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合、滞納者がした再売買の予約の仮登記があ

るときは、その仮登記により保全される請求権も上記と同様に消滅する（国税徴収法124①、基本通達89⑧）。

（3）用益物権等の存続

換価財産が不動産、その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力要件とする財産であって、その財産上の差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、仮登記（担保のための仮登記を除く）等（以下この項において「用益物権等」という。）がある場合は、その用益物権等は、換価によつては消滅しない。

ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によつて消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する（基本通達89⑨）。

（注） 抵当権の登記後に登記その他の対抗要件を備えた賃借権（借地借家法31）であっても、その賃貸借が平成16年4月1日に存在し（その後に更新されたものを含む。）、民法第602条（短期賃貸借）に定める期間を超えないものである場合は、その賃借権は抵当権に対抗することができる（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則5）。

（4）賃借権等の消滅

差押え前に換価財産上に賃借権（（3）に定める換価によつて消滅しない賃借権を除く）、使用賃借権等の権利が設定されている場合、換価による買受人に対抗できないから、これらの権利は消滅する（基本通達89⑩）。

（注） 換価によつて、建物の所有を目的とする賃借地上の建物の所有権を取得した買受人は、その土地の賃借権も取得する（借地借家法20①⑤、基本通達89⑪）。

（5）仮差押え等の消滅

換価財産上にある仮差押え及び仮処分の消滅については、その財産が換価された場合に消滅する（基本通達89⑫）。

（6）差押え後の権利の消滅

換価財産について、差押え後に取得した所有権、担保権、用益物権等を有していた者は、その換価財産の買受人に対して所有権等の権利を主張することができない（基本通達89⑬）。

第3 換価手続

1 公売

公売とは、換価財産の売却決定に先立って、これを買受希望者の自由競争に付して、その結果形成された最高価額により売却価額及び買受人となるべき者を決定する手続である。

公売は入札又は競り売り（競売）の方法により行う（国税徴収法94）。

（注）1 入札とは、差押財産を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に各自入札価額、その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう（基本通達94②）。

2 競り売りとは、差押財産を換価しようとする場合において、競り売りに係る買受申込みをしようとする者（以下「買受申込者」という。）が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上の申込書のうち、最高の価額による買受申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう（基本通達94④）。

（1）公売公告の手続

公売公告は、国税徴収法第95条第1項各号に掲げる事項を記載した公売公告（様式55号）により行う（国税徴収法95①）。

（2）公売公告の時期

公売公告は公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日）の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前にしなければならない。なお、10日目に当たる日の前日が休日等に当たるときは、これらの日の前日とする。

ただし、次に掲げる場合には、公売公告から10日の期日を要しないで公売することができる（国税徴収法95①、107②）。

ア 不相応の保存費を要するとき

（注） 不相応の保存費を要するとは、公売財産の価額と比べ多額の保存費を要することをいう。例えば、相当量のき損品、半製品等その価額が低廉なもので、これらのものを引き揚げて保管倉庫等に保管す

れば相当の保存費を要するような場合及び生鮮食料品、腐敗変質するおそれがある化学薬品等で特殊の保存設備を要し、このため相当高額の保存費を要するような場合である。

イ 価額を著しく減少するおそれがあると認められるとき

(注) 価額を著しく減少するおそれがあるとは、公売財産を速やかに換価しないとその価額が著しく減少するおそれがあることをいう。例えば、鮮魚、野菜等の生鮮食料品及びクリスマス用品等の季節用品等のようなものを公売する場合はこれにあたる。

ウ 再公売に付する場合

(3) 公売公告の方法及び場所

公売公告は、局や署の掲示場その他管内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

しかし、公売財産が高価な場合、買受希望者を求めることが困難な場合等、局や署内の掲示場等の公告のみでは不十分と認められるときは、公売財産の所在する市町村役場の掲示場、その他公売財産について買受けを希望すると認められる者が集合する場所等、公売することを公衆に知らせるのに適当と認める場所に公告を追加して行い、又は新聞紙（日刊新聞紙、業界新聞、地方公共団体の広報紙等）への掲載、インターネットを利用すること等、同業者に対する買受け勧奨等買受希望者を募るのに適した方法を併用することを妨げない（国税徴収法95）。

(4) 公売の通知

公売公告をしたときは、公売通知書（様式56号）により次に掲げる者に通知する。

ア 滞納者

イ 公売財産につき交付要求をした者

ウ 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知っている者（国税徴収法96①）。

(注) 1 上記により通知するときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち、知っている者に対して公売の通知にあわせて、債権現在額申立書を売却決定をする日の前日までに提出するよう催告すること（国税徴収法96②）。

- 2 知っている者とは、国税徴収法第96条第1項第1号の公売財産の交付要求をした者及び同第2号の質権者等の権利を有する者のうち、徴収職員が公売の通知をするに際して、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者
- 3 その他の権利とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記（担保のための仮登記を含む）に係る権利、国税徴収法第59条第1項後段若しくは第3項又は第4項（これらの規定を国税徴収法第71条第4項において準用する場合を含む）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借債に係る債権等をいう。

(5) 見積価額の決定及び公告

差押財産を公売に付すときは、公売に付すべき財産の見積価額を決定しなければならないが、この場合に必要と認めるときは、鑑定人等に評価を委託して、その評価額を参考にして決定する（国税徴収法98）。

見積価額を決定したときは、次の財産について、見積価額を公告しなければならない（国税徴収法99）。

ア 不動産、船舶及び航空機

イ 競り売り（競売）の方法又は複数落札入札制の方法により公売のする動産等

ウ その他の財産で必要と認めるもの

- (注) 1 見積価額とは、財産の公売に際し、公売財産の客観的な時価（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額）を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいう。
- 2 必要と認めるときとは、公売財産が不動産、船舶、鉱業権、骨とう品、貴金属、特殊機械等である場合、その価額が高価又は評価が困難と認められるときをいう。
 - 3 その評価額を参考とすることができるとは、単純に鑑定人の評価額をもって見積価額とすることなく、その評価額を参考として見積価額を決定することをいう（基本通達98⑥）。

(6) 見積価額の決定方法

見積価額は、換価財産の客観的な時価を基準とし公売の特殊性を考慮した減価（公売特殊性減価）を控除して決定する。

なお、公売財産は、滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産であり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があること等、公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね30%程度の範囲内で減価（公売特殊性減価）

を行う（平成5.8.31東京地判、平成6.2.28東京地判、平成9.7.11東京高決、平成10.2.16東京高判参照、基本通達98③）。

（注）1 換価財産の客観的時価は、これらと同種類、同等又は類似の財産の最近における売買実例若しくは取引相場、又はその財産の取得価額若しくは収益還元価額等に基づいて算定する。高価品、特殊な財産等客観的な価額の算定が困難な財産については、その算定を鑑定人に委託することができる。

2 鑑定のコスト費用は、滞納処分費となる。

（7）見積価額の公告方法

見積価額の公告は公売公告の方法と同様に行う（第3、1、（3）参照）。

なお、公売公告と併せて行っても差し支えない（基本通達99⑤）。

（注）1 公売財産上に差押えに対抗することができる賃借権又は地上権があるときは、見積価額の公告にあわせてこれらの権利の存続期限、借賃又は地代、差押前に先じた滞納者の敷金返還債務又は前受、賃料関係、その他これらの権利の内容を公告しなければならない（国税徴収法99④）。

2 公売に付する財産で、見積価額を公告しないで公売するときは、その見積価額を記載した見積価額調書を封筒に入れ、封をして公売する場所に置かなければならない（国税徴収法99②）。

なお、見積価額を公告しない場合には、開札後であっても、見積価額を公開しない。ここで公売する場所とは、入札をする場所であって、入札者が見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。

（8）見積価額の公告時期

見積価額の公告は、不動産、船舶及び航空機については、公売の日から3日前までに行い、競り売りの方法又は複数落札入札等の方法により公売する動産等、その他の財産で必要と認めるものは、公売の日の前日までに告知する。

（注）3日前が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他一般の休日に当たるときは、これらの日の前日までに公告する。

2 公売保証金

（1）公売保証金の納付

公売財産の買受希望者は、見積価額の100分の10以上の額により定める公売保証金を納付した後でなければ入札に参加し又は競り売りに参加することはできない（国税徴収法100）。

但し、次に掲げる場合には、公売保証金を必要としない。

ア 見積価額が50万円以下であるとき（国税徴収法施行令42の2）

イ 売却代金を即納させるとき（国税徴収法160①②）

（2）公売保証金の受領

公売保証金は、現金又は保険料の納付に使用することができる小切手（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律）で銀行振出しのもの又は支払保証のあるものを歳入歳出外現金として受領する（国税徴収法100）。

（3）公売保証金の処理

公売保証金の処理については、買受人が買受代金を納付するときは、その代金の一部に充当し、買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないため売却決定を取り消されたときは、換価の原因となった保険料等に充当し、充当により処理してもなお残余金があるときは、残余金は滞納者に交付すること（国税徴収法100③）。

3 入札及び開札

（1）入札書の提出

入札書の提出方法については、次に掲げるところによる。

ア 期日入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書に封（インターネットを利用する方法による場合は、封をすることに相当する措置）をして、これを提出するものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、封をすることを省略しても差し支えない。

イ 期間入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をして、提出するものとする。

なお、入札書には、住所又は居所、氏名、公売財産の名称、入札価額、その他必要な事項（例えば、種類、員数、売却区分等）を記載する。

（注） 入札しようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効となる（基本通達101④）。

(2) 入札書の開札

徴収職員は入札書の提出が終了したときは、公売公告に記載した開札の場所及び日時において入札書を開札する。開札には公正の期すため次により立会人を置き、その面前で開札を行わなければならない（国税徴収法101③、基本通達101⑨）。

ア 開札の場所に入札者がいるときは、その1人以上の入札者

イ 開札の場所に入札者がいないとき又は立会いに応じないときは、開札事務に従事しない他の職員。

(3) 再度入札等

公売に付しても入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときは直ちに入札書により再度入札する。ただし、この場合には見積価額を変更することができない（国税徴収法102）。

公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において売却決定を取り消したときは、再公売を行うことができる（国税徴収法107）。

(注) 1 見積価額を改訂したときは、再公売に付することとなる。

2 再公売を行う場合には、公売に付しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね30%程度の範囲内とする（基本通達107①-2）。

3 期日入札の方法による公売における開札の結果、追加入札を行う場合には、開札の日に期日入札の方法により行う（基本通達104③）。

4 競り売り

徴収職員は、競り売りをしようとするときは、公売をしようとする財産を指定して、買受けの申込みを催告し、順次申込価額を競り上げるよう促すこと（基本通達103②）。

(注) 1 買受申込みの方法には、口頭、番号札等により直接行う方法又はインターネットを利用する方法がある（基本通達103①）。

2 買受けの申込みをした者は、より高額 of 買受けの申込みがあるまでその申込価額に拘束される。

3 競り売り人に競り売りをさせる場合、競り売り人に支払った費用は換価に要した費用であるから、滞納処分費となる（国税徴収法136）。

なお、競り売りをさせる場合においては、徴収職員が必ず競り売りの場所に立ち会うものとする。

5 最高価申込者の決定

徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち、最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならないが、最高価申込者として決定するためには、次に掲げるすべての条件に該当する者でなければならない（国税徴収法104①、基本通達104②）。

ア 最高価申込者とする決定をしようとする者の入札価額又は買受申込価額が、見積価額以上であり、かつ最高の価額であること。

イ 公売保証金を提供させる場合においては所定の公売保証金を提供していること。

ウ 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）等法令の規定により買受人等としてはならない者でないこと。

エ 国税徴収法第95条第1項第7号（公売公告の記載事項）の一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること。

（注） 最高価申込者は、公売財産の売却区分ごとに決定する。なお、競り売りの場合において、買受申込価額が最高であるかどうかの決定は、順次買受申込価額を競り上げ、最後の最高価額を3回呼び上げて、それ以上の高価の買受申込みのない場合に、その価額を最高の価額とするものとする（執行規則50③）。ただし、インターネットを利用する方法により買受申込みをさせる場合は、この限りでない（基本通達104①）。

（1）最高価申込者等の決定通知と告知等

最高価申込者等を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知する。

また、氏名、価額等の告知後、入札又は競り売りが終了した旨を、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知する（法第106条第1項）。

ただし、複数落札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を告知する（国税徴収法106①、基本通達106①②）。

この場合、公売した財産が不動産等であるときは、最高価申込者等の氏名、その価額（複数落札入札制による場合は、その数量及び単価）並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者、公売の通知をした者（滞納者、公売財産につき交付要求をした者及び公売財産上に質権等を有する者のうち知っている者）に不動産等の最高価申込者決定通知書（様式58号）により通知するとともに、これらの事項

- (注) 1 「法令の規定により公売財産を買受けることができる者が一人であるとき」とは、あへん法第7条第1項（譲渡等の禁止）の規定によりあへんは国に対してでなければ譲渡することができないとされているとき等をいう。
- 2 財産の最高価額が定められている場合とは、物価統制令等の規定に基づいて、財産の最高価額が定められている場合をいう。
- 3 公売に付することが公益上適当でない認められるときとは、例えば次に掲げる場合をいう。
- (1) あへん法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により譲受けが認められている者に対して、その財産を譲渡しようとするとき。
- (2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて、土地を収用できる者から差し押えた土地を買い受けたい旨の申出があったとき。
- (3) 公売財産が私有道路、公園、排水溝、下水処理槽等である場合において、その利用者又は地方公共団体等から、その私有道路等を買い受けたい旨の申出があったとき。

第4 売却決定手続

売却決定とは、公売財産について滞納者と最高価申込者との間に売買契約を成立させる効果をもつもので、買受人は、売却決定により買受代金の納付義務を負い、権利移転手続をする義務を負う。

1 動産等の売却

(1) 売却決定の日

換価する動産、有価証券又は電話加入権の売却決定は、最高価申込者に対して、公売期日等すなわち公売の日又は随意契約により売却決定する日に行う（国税徴収法111）。

- (注) 1 公売をする日とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）をいう（基本通達111①）。
- 2 次に掲げるときは、売却決定をしない。
- (1) 換価の原因となった保険料等の全額が納付、過誤納金の充当又は取消しにより消滅したことが明らかなきとき。